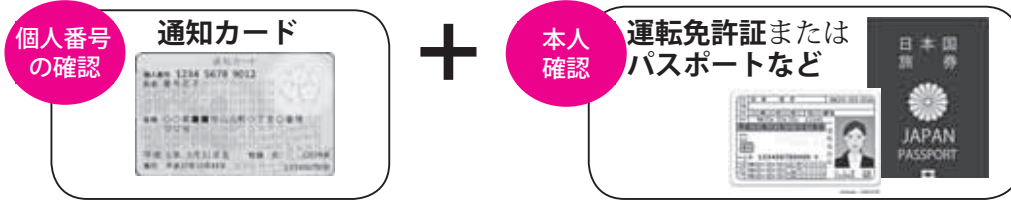


▼個人番号が必要な手続きでは、「個人番号の確認」が新たに加わります

例) 個人番号の記載が必要な申請書を役場に提出する場合



※通知カードは免許証等と一緒にご持参下さい。

※顔写真がないものは2種類以上の本人を確認できるものが必要です。

例) 国民健康保険被保険者証と年金手帳。

▼マイナンバーカードがあれば、これ一枚で「個人番号の確認」と「本人確認」ができます



・マイナンバーカードを取得するには申請が必要です。申請方法については、通知カード送付時に同封されていたパンフレットをご確認下さい。

・既に申請いただいている方へは、順次ハガキでお知らせしますので、しばらくお待ちください。

平成28年1月から、個人番号(マイナンバー)の利用が始まっています



▼個人番号を求められる手続きには、主に次のようなものがあります

【保 険】

手続き	問い合わせ
<ul style="list-style-type: none"> <li>加入・脱退</li> <li>修学や施設入所のための町外転出</li> <li>被保険者氏名、被保険者世帯、住所、世帯主の変更</li> <li>療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費の支給申請</li> <li>第三者行為による被害の届出</li> <li>被保険者証、高齢受給者証、被保険者資格証明書等の再交付申請</li> <li>限度額適用認定証、限度額適用・標準負担減額認定証、特定疾病療養受療証の交付・再交付申請</li> <li>保険料の軽減・一部負担金の免除申請</li> <li>非自発的失業者に対する保険料の軽減申請</li> </ul>	住民課 保 険 グ ル ー プ
<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者証の再交付申請</li> <li>特定疾病療養受療証、限度額適用・標準負担減額認定証の交付・再交付申請</li> <li>高額療養費や補装具等の療養費の支給申請</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>介護認定・更新・区分変更の申請</li> <li>被保険者証等の再交付の申請</li> <li>負担割合証の再交付の申請</li> <li>負担限度額認定証の申請</li> <li>負担限度額認定証の再交付の申請</li> <li>高額介護サービス費の支給申請</li> <li>特定福祉用具購入費の支給申請</li> <li>住宅改修費の支給申請</li> </ul>	

【福 祉】

手続き	問い合わせ
<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳の申請</li> <li>特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当の申請</li> <li>障害者総合支援法に基づく補装具費に関する申請</li> <li>障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業に関する申請</li> <li>障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの申請</li> <li>精神障害者保健福祉手帳に関する申請</li> <li>自立支援医療(更生医療、育成医療、精神通院医療)に関する申請</li> <li>障害児通所支援(就学前・就学後児童)の給付申請</li> <li>生活保護の申請</li> <li>戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求</li> <li>児童手当の新規認定請求</li> <li>児童扶養手当の新規認定請求</li> <li>特別児童扶養手当の申請</li> <li>未熟児養育医療の給付申請</li> </ul>	健康福祉課 福祉グループ

【暮らし】

手続き	問い合わせ
<ul style="list-style-type: none"> <li>転入・転居・転出などの異動</li> <li>戸籍届出の氏名などの変更</li> <li>※記載事項の変更が必要となりますので、通知カードまたは個人番号カードをご持参ください。</li> </ul>	住民課 住民グループ

手続きによって個人番号の記入・提示が必要になる時期は異なります。詳しくは各担当部署までお問い合わせ下さい。

※上記の手続き以外にも個人番号が必要になる場合があります。